

第2回一宮町バリアフリー協議会議事録

- 1 日 時 平成21年3月16日(火) 9時30分～11時20分
- 2 場 所 一宮町保健センター3階多目的室
- 3 出席者 別紙出席者名簿のとおり
- 4 配布資料
 - ・第2回一宮町バリアフリー協議会 会議次第
 - ・資料 一宮町市街地図
 - ・資料 バリアフリー協議会進行計画について

5 議事の経過

事務局長：

おはようございます。ただ今より第2回一宮町バリアフリー協議会を開催致します。会長からご挨拶をお願い致します。

可世木会長：

おはようございます。お忙しいところお集まり頂きまして、ありがとうございます。第2回一宮町バリアフリー協議会を開催したいと思います。第1回は自己紹介とセレモニーでしたが、第2回はバリアフリー問題について、協議していきたいと思います。参加者はご自分の背景や利益ではなく、高齢者や障害者が安全で快適な生活が送れるためにはどうしたらよいかという立場に立って、考える代表者だということでご意見頂きたいと思います。本日は高齢者などにつきまして、バリアフリーまちづくり研究会で調べたものがありますので、お聞き頂いて、高齢者や障害者についてしっかり把握していきたい。続きまして、この町をどのようにしていきたいかということで、重点整備地区を定めていきたいと思います。忌憚ない意見を頂けたらと思います。よろしくお願い致します。

事務局長：

ありがとうございました。続きまして町長のご挨拶を頂きたいと思います。

一宮町長：

本日は第2回一宮町バリアフリー協議会ということで、ご出席ありがとうございます。高齢化社会の到来と言われてはいますが、現在の日本の高齢化率、65歳以上の方は平成17年で20%ということですので、5人に1人が65歳以上ということになります。一宮町におきましては、現在26%ですので4人に1人になります。見込みによりますと数年後には、3人のうち1人が65歳以上になるということで、大変な高齢化が来るということが予測されています。いつまでも元気に高齢者の方も暮らしができるまちづくりや、サービスの提供が必要になって参ります。会長からお話がありましたけれど、今日の3つの議題の中で、高齢者や障害者がきちんと生活できるような勉強会という形で今日の協議があると思いますので、よろしくお願い致します。

事務局長：

ありがとうございました。それでは、議題に入りたいと思います。その前に本日、中村委員さん、加藤委員さん欠席というご連絡を頂きました。田中委員についても、時間経過した中で欠席と判断したいと思います。よろしくお願い致します。それでは、議題につきましては、議長さんからよろしくお願い致します。

可世木会長：

先ほど町長からお話のあったように、高齢化社会ということで、高齢者が7～14%までが高齢化社会であり、14～20%が高齢社会、20%を越すと超高齢社会というそうですが、一宮町は完全に超高齢社会ということになります。高齢者だけでなく障害者の方も一宮町にはかなり多くいます。平成20年度で437名の方がいらっしゃる。最近よくノーマライゼーションという言葉が聞かれますが、この意味は健常者が好意で障害者の方のお手伝いをするということではなく、誰もが同じ生活を送れるという環境を作っていくということなので、例えば階段があるところにスロープやエレベーターがあれば障害者の方でも自分で動けるんですね。町中でもバリアがなければ、障害者の方も社会参加できると思います。ということで、最近はノーマライゼーションのまちづくりというのが考えられてきております。一宮町バリアフリー協議会の原点は、ここにあるということをご理解頂きたいと思います。

議題(1) 高齢者・障害者の行動実態とその特性について説明

【内容】バリアフリーのまちづくり研究会が以前作成した一宮町移動円滑化基本構想を基に、一宮町の高齢化率や対策、高齢者の日常の楽しみ

や外出理由や手段・障害、また大型ショッピングセンターと近隣商店街との比較等についての説明がありました。

ここで、矢野課長さんから超高齢社会で今後どのようなことが想定されるか伺いたいと思いますので、よろしくお願い致します。

矢野委員：

福祉健康課長の矢野でございます。会長からのご指名ですので、お話させて頂きたいと思います。超高齢社会で想定される現象ということで、家庭における現象でございますが、一宮町の高齢者人口は、今後も増え続け、高齢化が進むのが見込まれます。また、未婚率及び離婚率の上昇、子どもと同居しない高齢者が増えていることから、高齢者の単独世帯及び高齢者だけの世帯が増加することが想定されます。このような状況では、家族の介護は期待できず、その為、居宅で利用するサービスが減り、施設に長期的に入所する人が、徐々に増える事が想定されます。この場合、介護保健の自己負担以外に居住費、食費等の負担が必要となり、本人及び家族への経済的負担は、かなり大きくなります。また、施設に入所した場合は、家庭への復帰が難しくなると考えられます。よって今後は、高齢者の健康が損なわれることのない環境が必要となり、高齢者自身がなるべく自分でできる生活範囲を広げられる環境が必要であり、最後、どうしても介護が必要な人には、介護しやすい環境整備が必要となります。それから、施設入所が増えると、保険給付費が増大することが見込まれ、介護保険料の値上げや町の負担金が増額となります。介護保健制度の円滑な運営を維持するため、重度の介護認定者以外の人については、できるだけ家族からの介護を受け、足りない分を在宅での介護サービスを利用するようにすすめ、在宅での介護を推進していくという形になろうかと思えます。まちで起こりうる現象といたしましては、高齢者の行動現象ということで、高齢者人口は、今後更に増え続ける事が見込まれます。また、高齢者の外出目的は通院と買い物が主なものであり、外出する人は、頻繁に外出すると考えられるので、現在より、町中に高齢者の姿が目立つようになります。車との関りとしていたしましては、今後高齢者となる者は、運転免許を有する人が多く、また交通機関が不便な事及び歩道が未整備であることから、今後、徒歩若しくは自転車での移動は減少し、車での移動が多くなると考えられます。この為、高齢ドライバーによる事故が更に増加すると考えられます。買い物の行動としては、買い物は、頻繁に出かけると考えられますが、現在、商品の豊富さ・安さの便宜性により、大型店で買い物をするケースが増えており、今後もこの傾向は続くと考えられます。大型店へは、遠距離の為、徒歩では無理で車でしかいけません。徒歩や車椅子で

も安全に通行できるよう道路整備を実施すれば、近くの商店街で買い物をするようになると考えられます。通院等医療との関りについては、病院には頻繁に出かけると考えられますが、近くに住んでいる人は徒歩で通院できますが、ほとんどの人は、交通機関が不便であること及び病院に駐車場が整備されていることにより、車で通院すると考えられます。また、福祉サービスである通院介助のにこにこサービス及び福祉カーのゆうあい号貸出が、高齢者の増加により利用が伸びると考えられます。以上が、高齢社会で想定される現象ですが、将来、これらの現象を少しなりとも和らげるための環境づくり・対策が早い時期に必要なのではないかと考えます。大変雑駁ではありますが、以上でございます。よろしくお願い致します。

可世木会長：

どうもありがとうございました。将来におきまして、町や町中、家庭においてどのようなことが起こりえるかということの説明して頂きました。どんどん高齢者の人数が増えると、矢野委員さんから説明のあったような変化が起きてくると思います。ですから、いかにして早めに手を打って、対処していくことが大切なんだろうと思います。もう一方、森川委員に障害者の方の日頃の考えや健常者にこんなことを知っておいてもらいたいんだというようなことをお話して頂きたいと思います。

森川副会長：

よろしくお願い致します。障害者といっても、身体障害、知的障害、精神障害の3つがありますが、基本的には日常生活に制限を受けるとい形になれば、誰しも障害者になると言えると思います。例えば、視力が低下したとなれば見えにくくなる、見えないという風になれば、それは障害の一つと考えてもおかしくはないと思います。ただ、大きく見ると、施設の中では、脳性まひや脳梗塞などの欠格障害が大部分を占めており、片手が不自由、両足が使えないという形で車椅子の方が多いです。障害者が抱える問題というのは、高齢者と全く変わらないです。自宅や施設の中での生活が中心となってしまって、機能低下という悪循環になる。その中でも買い物、通院というのが外出のほとんどですけれども、今現在、障害者は自立支援法という法律が始まっておりまして、この法律は地域生活支援や一般就労に重点を置いた法律なんです、それに加えて、やむなしに施設やサービスを利用したことによる自己負担も増えていることも現状です。障害者の方は、国民年金の障害基礎年金、1級が83,000円、2級が67,000円という中で、1ヶ月やりくりをしないといけない。日常生活、食費ですとか洋服を買うとでかすとか、外出をするにしてもタクシーを利

用することになりますと、お金がかかってしまうので外出も難しいという現状の中で、部屋に籠っていると楽しみがない。本当に日常の楽しみというのはTVになってしまう。障害者も年齢を取っていけば、高齢者にもなりますし、抱えている問題というのは、障害者のほうが高齢者よりもプラスして多いのかなという部分が感じられます。地域に求めるものとしては、自分から外に出るその環境作りというのがとても重要ではないかと思います。途中から障害を持った方というのは、今まで出来ていたことが出来なくなったということによって、外出しにくくなってしまい、何も出来なくなり、自主性が無くなってしまいます。元々障害を持っている方は、地域との関りをほとんどない状態で生活していきますので、楽しみ方がわからない、どうしたらいいかわからない、という受身の形になってしまいますので、自分から外に出て、その時に周りの方が助けてくれたり、声をかけてくれたりする環境を望んでいると思います。買い物に行くにも、車で直接お店まで行くので、外との関りというのは、途切れているというのが現状になっています。ましてや障害の他に病気もありますので、体力的な問題や車椅子を利用している方が多くいますので、車椅子というのは安定性があるように見えますけれども、外に出てしまうと段差や坂、石とかでもバランスが崩れてしまいますので、そういったことが一つの課題なのかなと思います。以上です。

可世木会長：

ありがとうございました。森川委員は施設で生活指導員をされていますので、実際の声を聞けたかと思います。千葉県では2006年10月に障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例というのが作られました。その中に建物等の利用に拒否若しくは制限、不利益な取扱いをすることなどをしてはいけないとあります。具体的に障害者用のトイレが設置されていないと、制限しているということになりますし、駅では階段しかない駅員に事前に連絡して利用しないと難しいので、これは制限していることになります。こういうことをしてはいけないと県の条例にあるんです。高齢者だけでなく、障害者の話も聞きながら進めていきたいと思います。では、次に重点整備地区を定めていきたいと思います。これは、一宮町の何処を重点的にバリアフリー化していくのかを決めることです。少し説明させていただきますと、一宮町には旅客施設である上総一ノ宮駅がございますし、その周辺には公共機関や商業施設などがあります。皆さんにお配りした資料1の図面をご覧ください。このエリア設定についてお考えを聞かせて頂ければと思います。

保田委員：

商店街の段差は20cmもあり、これを平らにするには何年もかかり、費用もかかると思いますが、商店街の方はこれをやってもらわないと困ることでしょう。さっき、大型店舗の話がありましたが、高齢者は大型店舗をよく利用するとありましたが、私は個人商店を使用したいんです。そうしますと、説明してくれて、商品を取ってくれるんです。お釣もきちんといくらですよと言って、お金を手に乗せてくれる。これほど安心なことはないです。やむを得ず大型店舗に行く人もいます。いますけど、私は個人商店を利用したいです。大型店舗にはない会話もあります。何年かかるか分からないですし、お金もかかるでしょうけど、是非とも町中のバリアフリーを進めてもらいたいです。それから、駅の東側ですが、今度、線路を跨って出入り口ができるとお聞きしていますけど、こちらはこれから道路とかも出来るでしょうし、皆が集まる場所を作ってもらいたいです。それで、この場所に電話したら手助けに来てくれるとか。こういうのは、松戸市に2年前ぐらいからあるらしいです。こういう場所を駅の東側広場に作って頂いて、周辺道路もバリアフリー化を進めてもらいたいです。

可世木会長：

具体的な工法については、現段階では未定です。県や町、専門家にも話をしないといけないですし。まずは、何処を重点的にバリアフリー化を進めていくかということを決めていきたいと思います。バリアフリーの重点整備地区というのは、生活道路であり、駅を中心とし、公共施設、金融機関、医療機関、商業施設などが集約された地区のことです。

一宮町長：

個人的な考えですけど、新生橋というのがございます。この橋は車が通れない橋なんですけど、駅から新生橋を繋ぐ道を入れてはどうでしょうか。川への親水にもなりますし。

保田委員：

新生橋までの道は比較的広いですね。

一宮町長：

広いし、川まで行けば、休めるし景色もいいです。いわゆる散歩コースですね。

黒川委員：
今回はバリアフリーについてですね。

可世木会長：
病院だとか、商店だとかを繋ぐ道をバリアフリー化していくということなんです。

一宮町長：
そうですね。

伊藤委員：
町中をバリアフリーの地域にして、国道を無くし、スーパーせんどうの通りの道路へ車を迂回させるのはどうでしょうかね。創作の里から一宮橋まで、必要以外の車は迂回してもらおう。病院や銀行を利用する車はしょうがないけど、通過だけする車をどうにかしたい。バイパスとかで迂回させたい。

可世木会長：
色々なアイデアがあるでしょうけど、まずはバリアフリーの地区設定をまず行いたいんです。資料1の図面にあるように、一宮町でこれだけ施設が集中している場所はないですね。

黒川委員：
この設定で新法では通るんですか。

可世木会長：
これでは新法は通らないと思います。この協議会を進める中で、新法で行いたいということになれば、修正が必要でしょう。

黒川委員：
要するにこの赤線の設定では新法では認定できないということですか。

可世木会長：
そういうことになります。

保田委員：
新法で出来ないということは、国や県から補助が出ないということですか。

可世木会長：

補助が出るということはないです。しかし、元々県が管理者ですので、工事を
するにしても、町のお金ではないです。場合によっては、負担する部分もある
かもしれませんが。

保田委員：

あと、山の上に道を作りかけていますよね。工事が止まっていますけど、あれ
は県道なんですか。何処に通じるんでしょうか。

事務局：

あれは県道南総一宮線という道路で、今は睦沢から中学の前を通過して神社の周
辺を通過して、国道の小結寿司屋のところに出ています。それを大矢窯業から違
う方向へするというので、県道南総一宮線の架け替えを行っています。ただ、
国道出口の用地買収が止まっていますので、買収してあるところだけ工事してい
るところです。

保田委員：

何年ぐらいで通りそうですか。

事務局：

前は見通しもあったんですけど。県も国からの国庫事業に切り替えて、やって
しまおうというのもあったんですが、用地買収が完全でないとその事業に切り
替えられないので、まだ何年先に完成するとかははっきりしていません。

伊藤委員：

この道路は何処に繋がる予定なんですか。

事務局：

実本寺さんの少し南です。そこに繋がる形です。

可世木会長：

資料1の地図で示した道路以外で、指定したらどうかという道路はありますか。
以前にこのエリアは森田副会長の施設の方々と歩いて調査したことがあるんで
すが、今回はこれをスライドで勉強して、後日この場所を実際に皆様で歩いて
いきたいと思っています。そして、色々検討して参りたいと思います。本日
は場所を設定したいと思っています。

保田委員：

町として、将来、どのような計画があるのか知りたいです。建物や道路の計画などです。それも考えないといけないでしょう。こないだ利用したんですが、庁舎のトイレは手すりがないんですね。近くにいた職員に聞いたんですが、庁舎が建替えられるんだから、それまで我慢するんだという話でした。なので、近々工事があるのかなと思いました。

一宮町長：

庁舎は早急に建替えないといけないんですが、規模や場所は、現段階では未定なんです。

保田委員：

検察庁や裁判所が移転するという話を聞いたんですがどうなんですか。

一宮町長：

噂話はありますが、正式な話ではないでしょう。ひょっとしたら、法務局の話かもしれませんが、法務局一宮支局はなくなって、更地になっています。

可世木会長：

よろしいでしょうか。それでは国道 128 号線の創作の里から一宮橋南の交差点及び一宮町役場前から国道 128 号線までの県道一宮停車場線の道路を重点地区として進めていきたいと思えます。では、今後の予定を説明願います。

事務局：

バリアフリー協議会進行計画について説明【資料 2】

可世木会長：

ありがとうございます。本日の議題は以上ですが、次回は市街地を調査したものをスライドで見たいと思えます。

事務局：

そのほか、なにかご質問あるでしょうか。

伊藤委員：

銀行や郵便局のトイレは使わせて頂けるんでしょうか。歩いていると、本当に困りました。警察や裁判所とかもありますよね。

事務局：

それでは、緊急を要したらトイレを利用させて頂けるかということによろしいでしょうか。次回までに調べて、ご報告させて頂きたいと思います。

伊藤委員：

知合いが神門踏切内で足をつまずいて怪我をしたのです。整備できないでしょうか。

一宮町長：

建設課の小関補佐に終わったら、一緒に踏切に行ってもらいましょう。

事務局：

他にございませんか。無いようでしたら、これで第2回一宮町バリアフリー協議会を閉会させて頂きます。ありがとうございました。